

# 役場庁舎の 避難訓練を実施します

**11月4日（金）**  
**午前10時30分**

増毛町役場庁舎消防計画書第10条に基づき、庁舎の火災を想定した避難訓練を実施します。

対象は、役場庁舎にいる全職員（一部保安要員を除く）とご来庁される皆さまとなります。

お客さまには、お忙しいところ恐縮ですが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日は避難訓練のほか、消火器や屋内消火栓を使用した消火訓練も予定しています。

訓練の実施により庁舎前駐車場への出入りを一部規制する場合がありますのでご承知おきください。

総務課長